

< 2 期 4 カ年（2020 年～2023 年）活動骨子及び事業方針計画 >

2020 年に開催予定であった第 56 回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会（全国大会）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021 年度に延期されることが決定した。この事態により、群馬県精神保健福祉士会及び日本精神保健福祉士協会群馬県支部は、2 期 4 カ年活動骨子及び事業方針計画を、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に取り組むべく、新たな活動骨子及び事業方針計画に変更する運びとなった。

地域共生社会の実現に向けて新しい時代の社会福祉のあり方を模索しつつ、新たな時代のニーズに応えられるように実践力の向上と積極的なソーシャルワークを展開することを基本方針に掲げ、2022 年に開催が延期された第 57 回全国大会（群馬県大会）の成功に向けて、また、新型コロナウイルス感染症が及ぼす種々の問題に対して、全会員が一致団結、協力して取り組み、各種事業を展開させていく。

【活動骨子】

1. 新型コロナウイルス感染症対策並びに災害対策の推進
2. 組織基盤の安定化
3. 会員の積極的な資質向上を促進する

※1～3 を通して 会員の利益向上を目指す

【5 つの方針】

その 1 組織体制の強化

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、財政を含めた組織基盤の更なる強化に取り組んでいく。役員体制及び各委員会、並びに事務局体制の基盤強化を図り、組織ガバナンスの推進に取り組む。会員であることのメリットが伝わる組織作り、魅力ある会の運営を目指すことで、更なる会員の入会を促進する。

また、今年度より正式な委員会となる「2022 年全国大会運営委員会」をはじめとした委員会等の運営により多くの会員が活躍できる場を提供する。

2022 年全国大会運営委員会に関しては、群馬県の熱意と結束力の強さが伝わる大会運営を目指し、大会開催を契機に職能団体として相互批判や切磋琢磨するための土壌を養うこと、共に学び、支えあうことができるような関係づくり、次世代を担う人材の育成、様々な課題に取り組むための実践力の向上に結びつくような機会とする。更に、広報委員会に関しては、コロナ禍において、オンラインの活用は必要不可欠であり、Web 会議の開催や SNS 等を活用し、会員への情報提供を行っていく。

その 2 会員精神保健福祉士の資質の向上

当会の主たる目的は会員の専門家としての資質の向上、能力の開発を図ることを踏まえ、新型コロナウイルス感染防止の動向に対応したオンラインを活用した研修運営の検討や、地域精神保健福祉における現状や課題に沿った研修、会員の希望を意識した魅力ある研修テーマを提案し、実施する。また、地域ブロック活動等、つながりの場を提供することで会員同士のコミュニケーションを促進することにより、身近な精神保健福祉士同士のネットワークづくりに寄与する。

また、頻発する災害や虐待問題、貧困問題と世代間連鎖、雇用不安、ハラスメント、依存症、自死やうつ、社会的ひきこもり、発達障害、LGBT などマイノリティの方々に関する無理解等、様々な社会的要因から生じたメンタルヘルズ課題や地域共生社会の実現に向けた新しい時代の支援ニーズに応えられるような実践力の向上に取り組むこととする。

その3 関係機関・諸団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進

ソーシャルワーカー研修やその他の主催研修等の機会を活用し、他福祉専門職団体と関係作りの場の提供や研修等の企画運営を行い、協働・連携を深める。また関係機関・諸団体からの要望に可能な限り応え、一層連携することで連動性を高め、利用者の権利擁護やニーズの多様化に対応した質の高いソーシャルワーク実践を提供できる職能団体として地域社会の期待に応えていく。

その4 新型コロナウイルス感染症対策及び、自然災害時に対する公益的活動の強化

群馬県及び関係機関と連携を図り、群馬県災害福祉広域ネットワーク等、福祉に関する災害対策の仕組みづくりや、災害発災時の具体的な連携に積極的に参加することで社会貢献を果たす。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により社会不安が続いた場合、自死者の増加が最も危惧される。よって、県民のメンタルヘルス問題への対応、更に、会員のソーシャルワーク実践におけるサポートについても継続的・積極的に関与し、職能団体としての専門知識および技術を発揮して種々の問題に取り組むことを当会の最重要課題としていきたい。

その5 群馬県及び地域全体に対してのソーシャルアクション

社会の現実に立ち向かうこともできないならば、ソーシャルワーカーにその存在意義はない。今、現実を見据え、なすべきビジョンを示し、戦略的な運動をどう展開していくかソーシャルワーカーの力量が問われている。

精神保健福祉に関連する各種法制度の運用に関し、群馬県内の現場で生じている矛盾や制度的課題の改善に向けて課題を整理し、社会的な苦しみを背負う人々の暮らしに着目したソーシャルワーク実践を踏まえ、内外に向けた提言や活動を推進する。また、精神障害者の権利擁護機能が強化された制度設計に向け、日本精神保健福祉士協会と共にさまざまな政策提言に取り組むこととする。